

群馬県後期高齢者医療広域連合告示第3号

群馬県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る保険料減免要綱（平成23年広域連合告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月19日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

記

群馬県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る保険料減免要綱の一部を改正する告示

第2条第2号チ中「緊急時避難準備区域」を「旧緊急時避難準備区域（平成23年9月30日に解除された緊急時避難準備区域をいう。以下同じ。）」と改める。

第3条第1項中「以下の（1）から（4）」を「次の各号」とし、第4号中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」と改め、次に次の1号を加える。

- （5） 前条第2号ト、チ、リ又はル（ト、チ又はリのいずれかに準じると広域連合長が認めた場合に限る）のいずれかに該当する者に賦課される平成26年度相当分保険料であって、平成27年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては年金支払日）が到来する額

第3条第2項中「（3）」を「第3号」と改める。

第3条中第3項を第4項とし、第4項中「又はチ」を削り第5項とし、第5項を第6項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第5号のうち、前条第2号チのうち旧緊急時避難準備区域に係る者又は前条第2号リのうち特定避難勧奨地点の指定が解除された地点に係る者で、その世帯に属する後期高齢者医療の被保険者の平成25年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額を合算した額が600万円を超える場合には、当該保険料の4月分から9月分までの月割算定額に相当する保険料額を減免の対象とするものとする。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」と改める。

附 則

この告示は、平成26年3月19日から施行し、平成23年3月11日から適用する。